

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月19日
【報告者の名称】	タツタ電線株式会社
【報告者の所在地】	大阪府東大阪市岩田町2丁目3番1号
【最寄りの連絡場所】	大阪府東大阪市岩田町2丁目3番1号
【電話番号】	06(6721)3011番
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 今井 雅文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、JX金属株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「当社」とは、タツタ電線株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

公開買付者は、2024年6月21日付で提出した公開買付届出書に関して、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月2日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したことに伴い、当社が2024年6月21日付で提出した意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付けの概要

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

3 【訂正前の内容及び訂正後の事項】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

なお、本公開買付けの条件（本公開買付け価格（下記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「（ ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」で定義します。）を含みます。）については、公開買付開始予定プレスリリース記載のものから変更ないとのことです。

(後略)

(変更後)

(前略)

なお、本公開買付けの条件（本公開買付け価格（下記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「（ ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」で定義します。）を含みます。）については、公開買付開始予定プレスリリース記載のものから変更ないとのことです。

公開買付者は、2024年6月21日から本公開買付けを開始しておりますが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況に鑑み、2024年7月19日、当社の株主の皆様が本公開買付けへの応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保できるよう、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月2日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したとのことです。

(後略)

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないとのことです。

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日としているとのことです。もっとも、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件は2022年12月21日付で公表されており、本日時点で、当該公表から既に1年6ヶ月が経過していることを踏まえると、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会は既に確保されており、もって本公開買付価格の適正性も担保されていると考えているとのことです。

(変更後)

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないとのことです。

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日としているとのことです。もっとも、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件は2022年12月21日付で公表されており、本日時点で、当該公表から既に1年6ヶ月が経過していることを踏まえると、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会は既に確保されており、もって本公開買付価格の適正性も担保されていると考えているとのことです。

なお、公開買付者は、2024年6月21日から本公開買付けを開始しておりますが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況に鑑み、2024年7月19日、当社の株主の皆様が本公開買付けへの応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保できるよう、本公開買付けにおける買付け等の期間を2024年8月2日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したとのことです。

以上